

# 第3回 鳥取県夜間中学設置検討委員会

令和3年9月13日（月）

午前10時から午前11時30分まで

鳥取県庁第二庁舎第1教育会議室

## 日 程

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 報 告  
第2回鳥取県夜間中学設置検討委員会概要について
- 4 協 議  
鳥取県立夜間中学設置に向けた方針案について
- 5 連 絡  
夜間中学シンポジウムの開催について
- 6 閉 会

## 第3回 鳥取県夜間中学設置検討委員会

1 趣 旨

令和3年5月13日に開催した第2回鳥取県夜間中学設置検討委員会での協議をふまえながら、事務局で作成した県立夜間中学校設置に向けた方針案をたたき台として、各委員のそれぞれ専門的な見地から意見をいただき、県としての県立夜間中学設置に向けた方針を固める。

2 日 時 令和3年9月13日（月）午前10時から午前11時30分まで

3 場 所 鳥取県庁第二庁舎5階第1教育会議室

4 委員構成

区 分	氏 名	職 名
学識経験者（大学教授等）	山根 俊喜	鳥取大学副学長
外国人支援関係者	岩本 由美子	公益財団法人 鳥取県国際交流財団事務局 次長
民間による不登校支援機関関係者	横井 司朗	学校法人鶏鳴学園 理事長
市町村教育委員会代表	小椋 博幸	倉吉市教育委員会 教育長
県中学校長会代表	岡田 年史	鳥取市立湖南学園 校長
事務局	中田 寛	鳥取県教育委員会事務局教育次長
	三橋 正文	鳥取県教育委員会事務局参事監兼 小中学校課課長
	岡本 修典	鳥取県教育委員会事務局 いじめ・不登校総合対策センター長

※検討内容によりオブザーバーを招聘する。

（敬称略）

事務局出席者	小中学校課課長補佐	岸田 賢
	小中学校課課長補佐	岸田 靖弘
	小中学校課指導主事	嶋田 武弘

## 第2回鳥取県夜間中学設置検討委員会議事録（主な論点及び概要）

令和3年5月13日（木）

午後1時30分から午後3時10分まで

県庁第二庁舎5階第1教育会議室

### 主な論点 ◇委員 ◆事務局

#### 1 学齢期の不登校生徒は鳥取県夜間中学の対象者としないうことについて

◇学齢期の不登校生徒は夜間中学の対象とせず、学びを保障するための新たな仕組みが必要。

◆不登校特例校の必要性があれば設置を検討する。夜間中学の設置の議論と、並行して検討を進める。

◆不登校対策については、市町村教委やフリースクール等の方々と議論を進めていきたい。

#### 2 設置場所、運営に関する課題等、設置に向けた具体的検討課題について

◇市部に拠点の一つ作って、あとは分教室を置くのがよい。

◇対象者の外国籍の者と日本語学習は切り離せない。日本語支援や外部との連携をコーディネートできる、日本語教育コーディネーターの配置を検討してほしい。

◇ICTの活用を入れてほしい。

◇編入学できる学年、在籍できる年数等の弾力化によって、夜間中学を通ってみたい場とするのがよい。

◆拠点は東部とし、中部・西部にサテライトを設置にすることについては異論がないと認識。しかし、一度に本校と分教室を設置するのは難しい。

◆課題項目にICTの活用を加える。

#### 3 県立夜間中学設置に向けたスケジュール案について

◇通ってみたいと回答している方の気持ちを引き続き確認する必要があるのではないか。

◇体験型の周知方法を検討してほしい。

### 1 開会

### 2 中田教育次長挨拶

- ・鳥取県教育委員会新体制発足
- ・新型コロナウイルス感染症対策について
- ・合言葉は「子どもたちのために」子どもたちの学びをとめない。
- ・夜間中学も学びの保障
- ・改めにニーズ調査をした結果、夜間中学に通ってみたいというニーズが一定程度あった。
- ・教育行政の立場からニーズに応じていくのが責務であると認識。
- ・夜間中学設置に向けた歩みを進めてまいりたい。
- ・最終的には議会、知事との協議の上で結論を出したい。

### 3 委員紹介

### 4 報告

#### 県立夜間中学に関するアンケートの調査結果について

事務局	<p><b>別紙 調査結果の概要</b></p> <p>アンケートは本人用と支援者・保護者用の2種類を用意。 調査方法：関係支援団体の掘り起こし、訪問での協力要請、新聞広告、SNSによる周知により幅広く意見をいただいた。 回答数：337名（本人121名、支援者・保護者216名）</p> <p><b>概要</b></p> <p><b>本人の調査</b></p> <p>121名のうち、夜間中学があった場合は「通ってみたい」の回答が37名（31%）、 「わからない」の回答が57名（47%）。</p>
-----	---

	<p><b>「通ってみたい」と回答した方の内訳</b>  義務教育未修了の方1名、外国籍の方1名、形式的卒業生19名、学齢期の不登校生徒4名、その他10名。  →形式的卒業生が全体の51%を占めている。（その他を除けば70%を超える）  →学齢期の不登校生徒は全体の10%。</p> <p><b>通ってみたいと回答した方の居住地</b>  鳥取市18名、米子市9名。  東部地区が57%、中部地区が14%、西部地区が29%。  →夜間中学に関心がある方が東部地区に多いと推測。</p> <p><b>夜間中学に通いたい理由</b>  中学校段階の学力を身につけたい 24.1%  働くために不便がないようにしたい 18.4%  友達を作りたい 13.8%  →いずれも、中学校で受けた教育に対して十分に自信を持っていないのではないか。</p> <p><b>「通ってみたい」と思わない理由</b>  その他 38.7%  現在、他の学校、フリースクール、教育支援センター（適応指導教室）等で学んでいるから 22.6%  集団での学習に不安があるから 22.6%  →不登校になってしまっている原因を引きずってしまっている部分もあるのではないか。</p> <p><b>支援者・保護者用アンケート</b>  中学のことを知らせたいと思う人がいるか。  思い当たる人がいる 59件  身近にいる 50件  →支援をしている、支援をしてほしい方の回答が多かったのではないかと。</p> <p><b>中学のことを知らせたい者の属性</b>  義務教育未修了者 4名  外国籍の者 19名  形式的卒業生 62名  学齢期の不登校生徒 66名  夜間中学のことを知らせたい年代  10代66名、20代19名、30代14名、40代6名、50代4名、60代7名  →若い方々の要望がある。</p>
報告について質問・意見	
委員	「通ってみたい」と回答した者のうち、「その他」はどのような方か。
事務局	中学時代は不登校ではなかったが、もう一度学び直しをしたい方や小学生の方が回答している。

5 協議

「鳥取県で考えられる県立夜間中学の形について」

(1) 設置検討にあたっての論点～鳥取県夜間中学の対象者について～

この度の夜間中学設置に係る検討からは、ひとまず学齢期の不登校生徒を対象としないこととし、不登校対策の検討において、対策の一つとして、今後不登校特例校の必要性が高いということになれば、改めて検討を行うこととしたい。

委員	学齢期の不登校の生徒は中学を卒業しないと学びの保障をしてもらえないのか。学齢期の生徒を対象から外すのであれば不登校特例校の設置が必須になるのではいか。学齢期の不登校生徒を対象とすることで、全県の不登校対策になると考えていたので、私としては（学齢期の不登校生徒を外す案について）反対だが、学齢期の不登校生徒の学びが保障されるのであれば、事務局案を進めてよい。
委員	指導する側のことを考えると学齢期の不登校生徒を対象から外した方がよい。通ってみたいという方が一人でもあれば夜間中学を作るという前提でよいか。
事務局	数は少なくとも夜間中学設置に向けた歩みは進めていきたい。
委員	この案でよい。
委員	まずは夜間中学を設置し、学び直しを希望する方の数を増やししながら、学齢期の不登校生徒については、原籍に在籍したまま、ICT等も活用して体験的に学ぶことができないか。
委員	学齢期の不登校生徒を外すのではなく、原籍校と夜間中学が学びの状況を共有して、夜間中学の授業をオンラインで体験的に受けることができないか。柔軟に考慮し、対象者の学びの場を広げれば対象者を増やせる。
事務局	県内5校に学級復帰を前提としない校内サポート教室を設置している。家から出られない生徒には、自宅学習支援事業「すらら」も実施している。今後も学齢期の不登校生徒への支援を進めていきたい。
委員	倉吉市では学齢期の不登校生徒がライブ配信で授業を視聴している事例もあり、夜間中学が、不登校対策の選択肢として一つ増えることについてはよいと考える。しかし、学齢期の不登校生徒も含めた個別のカリキュラム対応ができる先生をどうやって集めるのかが気になる。
委員	夜間中学の対象から学齢期の不登校生徒を外すのであれば、夜間中学に代わる学びを保障する仕組みづくりが必要ではないか。新たな仕組みを示した上で学齢期の不登校生徒を対象から外さない筋が通らない。
事務局	夜間中学の設置の議論と、不登校対策について並行して検討を進めていき、検討のなかで、不登校特例校の必要性があれば設置を検討していきたい。 不登校対策については、市町村教委やフリースクール等の方々としっかりと議論を進めていきたい。
委員	夜間中学を2部制や3部制にすることで、個別のカリキュラムへの対応はできるのではないか。いま助けを必要としている子に対して、選択肢を増やす必要がある。

委員	不登校特例校について具体案はあるのか。不登校特例校の設置は組合立でもよいか。
事務局	可能である。小規模校でも、分教室という形でもよい。市町村教委やフリースクール等の方々と夜間中学とを並行してしっかりと議論を進めていきたい。先送りにはしない。
事務局	今の学齢期の不登校生徒に対して必要な支援をさらに考える必要がある。
委員	フリースクール等とより強い連携ができる学校が夜間中学ではないかと考えていた。お互いが助け合うことが大切。どういう状況の子どもにも対応できる姿がよい。
事務局	学齢期の不登校生徒の支援については、市町村教委やフリースクール等の方々と議論をする必要がある。
委員	学校復帰を前提としない場所が、学齢期の不登校生徒の支援の選択肢になるのではないか。出席日数、進級認定が緩やかにできる仕組みがよい。学齢期の不登校生徒への支援と夜間中学とを一緒にしない方がよいと考える。
事務局	不登校問題はいろいろな立場から、いろいろな角度で話をする必要がある。夜間中学の一部で考えるより、議論を尽くす必要がある。
委員	昼間の時間に、学齢期の不登校生徒とフリースクール等が結び付くような学校にならないか。区切られた世界で動くのはもったいない。自由に出入りできる発想はないか。今の学齢期の不登校生徒を救いながら、議論を進めて不登校特例校ができるのであればなおよい。
事務局	スピード感をもって鳥取県らしい夜間中学とは何かを考えていきたい。
委員	学齢期の不登校生徒に対する施策を打ち出した上で、いったん学齢期の不登校生徒を対象から外すならよい。「拙速」という言葉は使わない方がよいのではないか。
事務局	しっかり考える。
事務局	市町村教委やフリースクールとしっかり協議して不登校対策を進めていきたい。
事務局	スタート段階で100%の夜間中学ができればよいが、スタート段階でどこまで作るのかも考える必要がある。

(2) ①設置に向けた具体的検討課題について

設置場所、運営に関する課題等

委員	2部制になれば場所はどこであっても可能ではないか。汽車の便がないので、スクールバスを考えたほうがよい。持続可能な運営に関する課題について、ハートフルや日本語学校との連携によって解決できる課題がたくさんあるのではないか。
委員	利便性がよい場所がよい。
委員	分教室は離れていてもよいか。

事務局	遠隔教育特例校の申請により、離れていても設置は可能である。
委員	駅の近くがよい。
委員	市部に拠点を一つ作って、あとは分教室を置くのがよい。
委員	対象者の外国籍の者と日本語学習は切り離せないで、日本語支援や外部との連携をコーディネートできる、日本語教育コーディネーターの配置を検討してほしい。また、課題の中にICTの活用を入れてほしい。
事務局	まずは本校を設置し、ノウハウを蓄積した上で、必要に応じて分教室を設置するのはいかがでしょうか。
委員	対象者の近くの学校をサテライトにするのはいかがでしょうか。
委員	2部制にするのか、分教室をつくるか、バーチャルにするのか、遠隔でやっても生徒の学習状況を集約できる仕組みを考えないといけない。簡素化を前提で考えないと先生の手が足りなくなる。
委員	編入できる学年、在籍できる年数等の弾力化によって、（夜間中学を）通ってみたい場とするのがよい。
事務局	拠点は東部、中部・西部にサテライトを設置にすることについては異論がないと認識。しかし、一度に本校と分教室を設置するのは難しい。また、課題項目にICTの活用を加える。

## ②県立夜間中学設置に向けたスケジュール案

委員	逆算すると令和6年度が最速か。
事務局	これより早めるのは難しいと考えている。
委員	夜間中学には、夜間中学に勤めたい先生に集まってほしい。
委員	通ってみたいと回答している方の気持ちを引き続き確認する必要があるのではないか。
事務局	通ってみたいと回答した者に対しては、情報を提供する必要がある。
委員	体験型の周知方法を検討していただきたい。

### 6 連絡

- ・定例教育委員会、総合教育会議、議会への報告
- ・第3回設置検討委員会で具体的に検討

### 7 閉会挨拶

中田教育次長挨拶

## 県立夜間中学設置に向けた方針案について

令和3年9月13日  
小中学校課

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 設置形態   | : 県立の夜間中学とする。   |
| (2) 対象者    | : 義務教育未修了者、形式的卒業生、外国籍の者   |
| (3) 設置場所   | : 鳥取市（鳥取県教育センター情報教育棟を想定）  |
| (4) 生徒・教職員 | : (生徒数) 開校時の学級数を3学級（3学年）とし、各学年10名程度とする。<br>(想定) : (教職員) 上記に対応した教員配置とする。<br>校長1、教頭1、教諭6名、養護教諭1、事務職員1 ※不足分は会計年度職員対応 |
| (5) 教育活動   | : (授業時間) 17:30～20:45<br>(想定) 9教科の学習をする（1コマ:40分授業:1日4コマ、週20コマ、年700コマ実施）<br>※ICTを積極的に活用する等、新たな学びの形の県立夜間中学設置をめざす。    |
| (6) 開校時期   | : 令和6年4月  |

### (1) 設置形態：県立の夜間中学とする

#### ① 県民からのニーズ

令和2年度に県立夜間中学に関するニーズ調査を実施し、本人121名、支援者等216名、計337名の回答があり、形式的卒業生17名を含む37名が夜間中学に通ってみたいとの回答。

#### ② 全県を対象とした夜間中学

令和2年度のニーズ調査において11市町の方からのニーズがあり、各市町村も、夜間中学の重要性・必要性は認識した上で、市町村単独での運営は困難であり、県内どの市町村に在籍しても夜間中学に通うことが出来るよう、令和2年7月13日付けで県立夜間中学設置を求める要望書が鳥取県都市教育長会及び鳥取県町村教育長会から提出。

### (2) 対象者：義務教育未修了者、形式的卒業生、外国籍の者

#### <対象者の考え方>

学びたいのに学びを保障する場がない方への支援を第一優先と考え、義務教育未修了者、形式的卒業生、外国籍の者を対象とする。

- ・鳥取県内に在住している者
- ・学齢を超えている者（その年の3月31日までに15歳に達している者）

※不登校の学齢生徒⇒対象としない。

不登校の学齢生徒については、市町村教育委員会やフリースクール等の関係機関等と連携し、更なる支援策を検討する。今後、不登校特例校等の設置の必要性が高まることを想定し、市町村との議論を進めていく。

### (3) 設置場所：鳥取市（鳥取県教育センター情報教育棟を活用）

#### <設置場所（施設）の考え方>

駅に近いなど通学の利便性が高く、一定程度の空きスペースを有する県有施設を活用する。

#### ① 設置場所：鳥取市

##### <選定理由>

令和2年度のニーズ調査において、夜間中学に通ってみたいと回答した37名のうち、約半数の18名が鳥取市在住のため。

（参考：東部21名、中部5名、西部11名）

#### ② 設置施設：鳥取県教育センター情報教育棟1階（全フロア：約550㎡）（想定）

※県教育センターには、体育館やグラウンドがないため、近隣に位置する鳥取市立湖東中学校の体育館等の活用を検討し、鳥取市と協議を進める。

##### <選定理由>

鳥取市にあり、鳥取大学前駅から徒歩により通学可能な場所に位置し（徒歩10分）、鳥取大学、街道の近隣にあることから、夜間における安全性も一定程度保たれているため。



(4) 生徒・教職員

① 生徒

- ・ 開校時の学級数を3学級（3学年）とし、各学年10名程度とする。
- ・ 授業料は無償とする。

② 教職員

- ・ 勤務時間：13：00～21：30（1日7時間45分勤務、休憩45分間）  
 ※授業が始まるまでの時間の業務内容（想定）  
 教材研究、職員会議、相談業務、早い時間帯に登校し学習を希望する生徒の対応等
- ・ 教職員数：校長1、教頭1、教諭6名、養護教諭1、事務職員1 ※不足分は会計年度職員等対応  
 ※開校時の学級数を3学級（3学年）とした場合  
 （学校教育法37条、49条の準用規程及び令和3年度小中学校配当基準表による）

(5) 教育活動

① 卒業までの年数は3年を基本とする

② 週5日の授業

③ 9教科の学習

※本人の学習の習熟の程度や実態を把握し、本人と相談を行った上で、個別のカリキュラムを編成する。

④ 時間割（想定）

【夜間部】

校時		授業時間
学活	17：30～17：40	10分
1校時	17：45～18：25	40分
2校時	18：30～19：10	40分
休憩（補食）	19：10～19：20	10分
3校時	19：20～20：00	40分
4校時	20：05～20：45	40分

⑤ 新たな学びの形の県立夜間中学

これまで夜間中学で取り込まれている個に寄り添った教育に加えて、ICTを活用した基礎学力の確実な定着や個別最適な学びを進めるなど、新たな学びの形の県立夜間中学をめざす。

(6) 開校時期

令和6年4月を目標とする。

〔県立夜間中学開校に向けたスケジュール〕

年度	対応内容	備考
令和3年度 (3年前)	<p>○学校概要の整理、確定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校概要（コンセプト）：対象者、学校活動・授業概要、開校時期、教育の特色等</li> <li>・ 設置場所・施設（選定理由、整備内容等）・定員</li> <li>・ 教職員数（勤務体制）・教育活動 等</li> </ul> <p>○検討委員会で学校概要(案)検討（了承）⇒教育委員会決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置形態：県立、設置場所：教育センター、設置規模：定員・学級数等、設置時期：令和6年4月、その他（ICT活用） 等</li> <li>※事前に関係者、鳥取市教委等に説明</li> </ul> <p>○R4 当初予算に向けた検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計、施設整備（営繕課、教育環境課）</li> </ul>	<p>&lt;R4 当初予算&gt;</p> <p>○県立夜間中学開設準備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計・夜間中学広報等</li> <li>・ 教育課程、校名等の検討</li> </ul> <p>※夜間中学補助金活用</p> <p>※組織要求（県立夜間中学準備室）</p>

令和4年度 (2年前)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○(4月) 県立夜間中学準備室設置</li> <li>○教育課程、入学者選抜にかかる検討委員会開催 (中学校校長会、市町村教育委員会)</li> <li>○パブコメ、電子アンケート実施(住民説明会)</li> <li>○校名案募集</li> <li>○学校概要説明会、生徒対象説明会(体験入学会)開催</li> <li>○教育委員会で校名、学科名決定</li> <li>○鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例公布</li> </ul>	<p>&lt;R4.9 補正&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県立夜間中学整備費</li> <li>・工事費、工事管理費</li> <li>○[継続費] 県立夜間中学整備費</li> </ul>
令和5年度 (1年前)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校説明会開催 ○校章デザイン、校歌公募</li> <li>○生徒対象説明会開催 ○志願者相談会開催</li> <li>○学校設置(学校職員を任命)、仮執務室で学校業務を開始</li> <li>○生徒募集 ○入学予定者面接等実施</li> </ul>	
令和6年4月	開校	

### (7) 分教室の設置について

まずは県内に1校、夜間中学を設置することをめざし、県立夜間中学設置後、中・西部地区においても入学のニーズが高まることを想定し、分教室の設置の検討を継続する。

<分教室設置までの主な検討事項(課題)>

- ・ 分教室として使用可能な施設の確定
  - ・ 分教室に配置する教職員の確保
  - ・ 分教室で授業する場合の授業の持ち方(9教科及び学校行事等をどのように実施するか)
  - ・ 本校と分教室をオンラインで結んで授業を実施する場合の条件の整理(遠隔教育特例校の申請等)  
→教科等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うこと。
  - 保健体育科の実技や、技術・家庭科の調理実習の授業など、配信側の教員が受信側の生徒や生徒がいる場所にある器具に直接触れることができないことにより、安全上の問題等が発生しうる内容の授業は原則として認められないこと。
- (令和元年8月21日付元文科初第637号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」(文部科学省初等中等教育局長通知))

<本校への通学が困難な者に対する分教室設置までの手立て(想定)>

- ・ 聴講生としてオンラインによる学習参加  
→自宅と学校をオンラインで結んだ学習は授業として認められない  
→受信側に中学校教諭の免許を持った夜間中学所属の教員が必要  
→オンライン学習を可能にするための機材の確保が必要(生徒ではないので自己負担が必要)
- ・ 希望により本校での授業に参加  
→年間を通して体験入学を受け入れる
- ・ (正式な入学後)これまで聴講生として参加した授業を考慮に入れた教育課程の編成  
→單元ごとの学習に軽重をつける
- ・ 本校教職員の勤務開始から授業が始まるまでの時間帯に、希望によりオンラインによる個別学習、教育相談等を実施
- ・ 学校行事(遠足、運動会、ボランティア活動等)に積極的な参加を促す  
→個別の保険加入等による保障の確保

## 県立夜間中学の対象者の考え方について

## 1 対象者の考え方

県立夜間中学の設置の検討にあたり、まずは、現状、学びたいのに学びを保障する場や人がいない方のためへの支援を第一優先と考えたい。様々な理由によって「学びの保障」がなされていない者の状況を考えた場合、その支援ができていない、できない者は、「形式的卒業生、義務教育未修了者、外国籍の者」である。

## &lt;義務教育未修了者&gt;

学齢を経過した者の中で、義務教育を修了していない者

## 【学びの保障の現状について】

いわゆる生涯学習などの機会はあるが、学校としての教育を受ける機会はない。⇒夜間中学が必要

## &lt;入学希望既卒者&gt;

不登校等により義務教育を十分に受けられなかった義務教育修了者

近年不登校児童生徒が増加している中、学校に十分に通わないまま卒業する生徒が今後も増加すると想定される。

## 【学びの保障の現状について】

定時制通信制の高校教育を受ける機会は設けられているが、中学校（もしくは中学校教育の前提となる小学校教育）としての教育を受ける機会はない。⇒夜間中学が必要

## &lt;外国籍の者&gt;

我が国の在留外国人の増加により、外国人児童生徒等も増加傾向にある。

国際人権規約においては、「種々の形態の中等教育は、すべての適当な方法により（中略）一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。」とされており、これらを踏まえ、外国籍の者についても、日本国籍の者と同様に夜間中学における教育機会を確保することが求められる。

## 【学びの保障の現状について】

専ら日本語の習得を目的としている日本語教室は設けられているが、児童生徒の文化的背景を踏まえた学校生活への適応や学力保障の観点から、単なる日本語指導に止まらない、日本語と教科の統合指導、生活指導等を含めた学校としての教育を受ける機会はない。⇒夜間中学が必要

## 2 不登校の学齢生徒について

不登校の学齢生徒の選択肢は多い方がいいのは当然であるが、学齢期の「横の選択肢」の多さだけでなく、学齢期のその後の選択肢の一つとして、ハートフルスペースとともに、長期的に安心して学ぶことができる「縦の選択肢」を増やしていく必要もあると考える。

不登校の学齢生徒については、教育支援センターやフリースクールなどが設けられており、また在籍校への復学も想定される場所である。それら現在の不登校対策に加え、その他さまざまな機関との幅広い関わりによる支援や、ICTの積極的活用による学びの保障を強化し、課題解決に向け重点的に取り組むことが重要である。その上で、不登校特例校の必要性が高まることを想定し、市町村との議論を進めていく。

## ※不登校の学齢生徒の夜間中学での受け入れについて

文部科学省は、不登校の学齢生徒について、夜間中学において受け入れることも可能としているが、不登校特例校に係る申請が必要となる。

⇒香川県三豊市立高瀬中学校夜間学級が全国で初めて学齢期の不登校生徒を受け入れ予定（令和4年4月開校）

（京都市立洛友中学校は、不登校を経験した学齢生徒が通う昼間部（不登校特例校）と夜間部（夜間中学）が併設された全国唯一の学校）

## 3 今後の進め方

まずは「形式的卒業生、義務教育未修了者、外国籍の者」を対象とした県立夜間中学設置の検討を進めることと同時並行し、不登校の学齢生徒への不登校対策の強化に取り組む。

＜県立夜間中学設置場所（施設）にかかる考え方＞

多くの対象者が通学することができ、駅に近いなど通学の利便性が高い場所にある、一定程度の空きスペースを有する既存の県有施設を活用する。

1 設置場所について

- ・鳥取市とする。

＜選定理由＞

令和2年度のニーズ調査において、夜間中学に通ってみたいと回答した37名のうち、約半数の18名が鳥取市在住による。（参考：東部21名、中部5名、西部11名）

2 設置施設について

- ・鳥取県教育センター情報教育棟1階（全フロア）を活用する。

＜選定理由＞

鳥取市にあり、鳥取大学前駅から徒歩により通学可能な場所に位置し（徒歩10分）、鳥取大学、街道の近隣にあることから、夜間における通学の安全も一定程度保たれている。

（1）中学校施設にかかる基準（中学校設置基準：文部科学省）

（校舎及び運動場の面積等）

第八条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

イ 校舎の面積		ロ 運動場の面積	
生徒数	面積（平方メートル）	生徒数	面積（平方メートル）
一人以上四〇人以下	600	一人以上二四〇人以下	3600
四一人以上四八〇人以下	600 + 6 × (生徒数 - 40)	二四一人以上七二〇人以下	3600 + 10 × (生徒数 - 240)

2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

（校舎に備えるべき施設）

第九条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

- 一 教室（普通教室、特別教室等とする。）
- 二 図書室、保健室
- 三 職員室

（その他の施設）

第十条 中学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（他の学校等の施設及び設備の使用）

第十二条 中学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

（2）教育センターの活用について

教育センターは、学校施設としてそのまま活用することはできないため、必要な改修を行うとともに、教育センターで対応できない点については、他の近隣施設を活用する。

＜施設概要＞

- ・鳥取県教育センター情報教育棟1階（約550㎡）（住所：鳥取市湖山町北5-201）
- ・（想定）教室4、多目的室1、職員室、保健室、相談室、湯沸室、トイレ（バリアフリー化）、車いす用駐車所

施設 ※は必須	概要
校舎（教室）※	情報教育棟1階を改修
校舎（保健室）※	〃
校舎（職員室）※	〃
校舎（図書室）※	教育センター内にある施設を活用
校舎（理科室等）	〃
運動場※	近隣中学校の施設を借りる（徒歩5分）
体育館	〃

体育は鳥取市立湖東中学校体育館又はグラウンドを使用し、部活動がない曜日の3校時等に実施する

＜施設改修について＞

- ・工事概要
  - ・教室、保健室、職員室、相談室設置
  - ・バリアフリートイレ（給排水設備）、車いす用駐車場等整備
  - ・空調、電灯設備等設置
  - ・既存設備等撤去・処分、
- ・工期
  - ・工事（約6カ月）
  - 設計（約5カ月）

## 【参考】県立夜間中学にかかる時間割等の設定根拠

## ○公共交通機関の発着時刻

登校時	下校時
鳥取大学前駅（徒歩11分）	鳥取大学前駅（徒歩11分）
JR 米子方面から 17時11分着	JR 倉吉行き 21時9分発
JR 鳥取方面から 16時58分着	JR 鳥取行き 21時25分発
鳥商前（徒歩7分）	鳥商前（徒歩7分）
バス 賀露線 鳥商前着 17時17分着	バス 賀露線 鳥取駅行き 21時24分発

## ○基本の教育課程（想定）

教科等	国語	社会	数学	理科	音・美	保体	技家	外国語	総合	道・学	総時数
第1学年	140	70	140	70	35	35	35	105	35	35	700
週時数	4	2	4	2	1	1	1	3	1	1	20
第2学年	140	70	140	70	35	35	35	105	35	35	700
週時数	4	2	4	2	1	1	1	3	1	1	20
第3学年	140	70	140	70	35	35	35	105	35	35	700
週時数	4	2	4	2	1	1	1	3	1	1	20

※特別活動のうち、生徒会活動、学校行事（儀式的行事、文化的行事、健康安全・体育的行事、旅行・集団宿泊的行事、勤労生産・奉仕的行事）を実施する